

特定非営利活動法人日本障害者協議会

2016 年度事業計画

日本障害者協議会（以下、JD）は、認定 NPO 法人としての社会的責任を認識しながら活動をすすめていく。

2016 年は、障害者権利条約（以下、権利条約）締約国が最初の政府報告を提出する年である。政府報告に対応する NGO として提出する報告書（以下、パラレルレポート）を視野に置きながら、権利条約の理念の具現化と障害のある人の暮らしの好転のために、事業・活動を計画し実施していく。

以下、2016 年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会(JDF と一体)、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとの整理と、JD 全体として取り組む重要事項と合わせて計画し、実施する。

*文中敬称略、加盟団体=正会員団体

【重点事項】

本年度、時下の状況に鑑み、次の点を重要事項と位置づけて取り組むこととする。

1. 社会的テーマについて

○ 昨年戦後 70 年の活動と意義を引き継ぎ、日本国憲法公布 70 年の節目となる本年は、障害分野からの視点で平和と生活保障の理解をより深め、広めていくために、啓発事業を実施する。

2. 障害分野のテーマについて

① 障害者権利条約の各報告については、特設の「権利条約の報告に関する検討会」を中心に、政府報告の内容を評価し、JDF 等と連携しながらパラレルレポートの基礎データ作りに参加していく。また、加盟団体に一定共通した項目の調査をよびかけ、実態と課題を共有し、必要な支援を踏まえたレポート作りにも貢献する。

JD ブックレットや「えほん障害者権利条約」(藤井克徳作、さとけい絵)などを活用しながら、権利条約の周知を図る。

② 東日本大震災や熊本地震をはじめ、災害の現状に即した被災障害者支援を継続し、今後の防災対策を合せて行う。

3. JD の課題について

① 運動の根幹である財政基盤の土台を築くため、財源づくりに結びつく企画・実施に努める。また、活動を支える人を広げていくために賛助会員の拡大に努め、認定 NPO 法人であることを生かして寄附者の拡大を図る。

② コミュニケーションなどに配慮が求められる障害のある人の JD 活動等への参画に向けては、昨年度より知的障害のある人を念頭に検討を始めたが、必要な配慮や工夫、環境整備を学び、当事者の主体性を尊重した活動のあり方を引き続き探っていく。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

(1) 政策提言の検討

共生社会の実現に向け、法制度改正や権利条約などの動向を踏まえ、政策委員会として検討し、予算確保をはじめ、必要な提言を行っていく。特に、以下の諸点を考慮する。

① 権利条約の履行に向け、モニタリングをはじめ必要な調査・検討を行い、パラレルレポートづくりにも寄与していく。

- ② 障害者差別解消法（4月1日）施行の年である本年、同法の周知と共に、実効性あるものとなるように働きかけていく。
 - ③ 総合福祉部会の骨格提言および自立支援法違憲訴訟団と国との基本合意が尊重・重視され、具体化されるための提言を行なっていく。
 - ③ 社会保障全体が縮減に向かっている今日、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。
- (2) 障害者基本法や障害者虐待防止法の見直しや障害者基本計画の検証
 障害者基本法および虐待防止法の施行の状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるための議論を進めるために必要な改正事項を提言する。また、上記の権利条約のモニタリングと密接に関連する障害者基本計画の検証作業を行なっていく。
- (3) シンポジウムや学習会等の開催
 政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなど、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。
- (4) タイムリーな意見表明や要望等の提出
 障害者政策委員会をはじめ、障害に関する様々な国の審議会等の進行や内容に合わせて、政策提言、意見、要望を随時、表明する。また、法律や制度の改正を求める障害当事者の裁判等を支援し、必要に応じてJDとしての意見書や要望書を提出する。
- (5) 上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

- (1) 権利条約に関わる情報収集と認知度を高める運動の一環として政策会議を開催する。
 総会の同日、加盟団体関係者はじめ広く参加を呼びかけ、権利条約の政府報告およびパラレルレポートについて学習し、意見発信の場とする。
 日時：5月27日（金）13：30～17：00
 場所：戸山サンライズ2階 大研修室+中会議室
 テーマ：障害者権利条約を学び、活動発信の機会に！—パラレルレポートに向けて—
- (2) 権利条約周知と報告書に関わる取り組み
- ① 権利条約の報告書（政府報告とパラレルレポート）に関する検討活動
 検討会を随時開催し①の政策会議をはじめ、状況に応じて、学習会、懇談会などを開催する。
 - ② 上記政策会議をはじめ、JDF等と連携しながら報告書の内容充実への積極的な関与に努める。
- (3) 国連のミレニアム開発目標（MDGs、2000年に採択された2015年までの開発目標）に代わるものとして、2015年9月にSDGs「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰も置き去りにしない（leave no one behind）」との考え方が強調されている。MDGs以上に障害について記されており、これをいかに実施していくかが課題である。JDF等と連携して働きかけていく。
- (4) 国際会議等への参加
- ① 国連・権利委員会に傍聴参加者を派遣し、日本の審査に必要な情報を得る。*8月15日からジュネーブ
 - ② アジア太平洋障害フォーラム（APDF）会議に参加者を派遣し、アジア太平洋地域の障害者に関する情報を得る。9月25日（総会）からマレーシア *9月27～29日 CBR世界会議

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、加盟団体の相互理解促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、高齢、女性、子ども、貧困など近接領域との交流に努め、実効力の

伴う運動を図る。

JD の政策提言や見解を政府や各政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

(1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

権利条約締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向けて、様々な面から働きかけていく。

(2) 講座・学習会・シンポジウム等の開催

権利条約の周知を常に意識し、課題や状況に応じて、市民の興味・関心の高いもの、新しい切り口のテーマをタイムリーに企画する。具体的には以下のような内容とする。

① 障害者のしあわせと平和を考える シリーズ 2

昨年(2015)年度の戦後 70 年事業の意義を引き継ぎ、日本国憲法公布 70 年の節目の本年、障害分野の視点から平和としあわせを考えるシリーズ第 2 弾を行う。

日時 11 月 2 日 (水) 13:00~17:00

場所 憲政記念館 講堂

テーマ 戦争の歴史に学び、忘れず、障害者の生活を守る—憲法公布 70 周年の今、考える—(仮)講演やシンポジウムなどを企画する。詳細は漸次、固めていく。

② 連続講座・・・年度後半に実施する。タイムリーな企画とするためテーマは未定。

(3) JD 役員はじめ JD 内外の協力者による講師派遣事業を引き続き実施する。

(4) イエローリボングッズなどを通じた社会啓発活動

権利条約の理念を広げ、障害の理解を周知、啓発する運動の一環として、JD や JDF 等で発行している情報誌、冊子、DVD およびイエローリボングッズ等を、チラシやホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用し普及に努める。

4. 広報活動

広報委員会による編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎とし、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

(1) 企画委員会や政策委員会等の講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JD の広報誌としての役割を増進し、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、ロコミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。

(2) 障害関連団体をはじめ、社会保障分野の諸団体や関係者の購読層を広げることを常に意識し、「すべての人の社会」の普及を図る。

(3) 障害問題啓発のための冊子として引き続き JD ブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。

(4) JD が企画・編集する障害と福祉辞典の出版に向けて準備を進める。権利条約をベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD 理事や加盟団体に協力を得ながら、出版に向けた編集委員会を組織し進める。

(5) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

5. 情報通信活動

権利条約締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けた活動を引き続き行う。同時に、情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に引き続き取り組む。

(1) 権利条約実現のため、パラレルレポートづくりなどで情報の共有化を図る。JD が構成団体となっている「めざす会」などでの情報通信活動を担う。

- (2) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。
- (3) JDのホームページを、アクセシブルで、よりわかりやすく、使いやすいものとする。また、加盟団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめICT活用のための相談活動を図る。

6. 関連事業

- (1) JDF等との連携・協同
JDFの各委員会に参画・連携し、JDFの活性化に寄与するとともに、障害種別、分野、考え方の違いを越えて団体が丸となったJD本来の積極的な運動に努める。
- (2) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）の取り組み
基本合意文書を、骨格提言、差別禁止部会意見と同等の重要政策文書と位置づけ、訴訟団との連携を引き続き強めていく。また、めざす会の活動に引き続き積極的に取り組み、事務局を担っていく。
- (3) 社会支援雇用研究会
研究会は昨年度で終結したが、事務局機能は存続させ、社会支援雇用制度の提言について、関係団体と意見交換を行い、修正等を加えながら実現を図る。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら、市民運動団体としての活動の強化を図る。また、実務の基盤となる総務委員会の増員・強化および実行力を伴った委員会体制の整備と運営を図る。

- (1) 会員の拡大
新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から、声を上げにくい比較的小規模な団体の運動の支援を常に念頭に置き同等に考える。
賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会を捉えてJDについての広報と理解を深める活動を継続する。
- (2) 寄附の募集
認定NPO法人には寄附者の数の要件（3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）が課される。財政強化および、認定NPO法人継続のため、日頃から寄附の募集に努める。
- (3) 理事会・専門委員会の活性化
理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。また、障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会の機会に短時間の学習会を持つ。
専門委員会（①政策、②国際(JDFと一体)、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。
- (4) 事務局の整備等
事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。